

指定申請等手数料のお知らせ

福岡県介護保険広域連合では、受益者負担の観点から、平成20年1月議会で手数料条例の制定を行い、地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者が指定又は指定更新を行うに際して、手数料を徴収することとしました。

1 手数料の金額及び徴収時期

① 新規指定

| | |
|------|----------------|
| 金額 | 30,000円 |
| 徴収時期 | 指定予定日の前々月の末日まで |

② 指定更新

| | |
|------|-------------------|
| 金額 | 20,000円 |
| 徴収時期 | 指定の更新予定日の前々月の末日まで |

注1 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料は、同種の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査を同時に行う場合は、納付の必要はありません。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料は、同種の指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査を同時に行う場合は、納付の必要はありません。

3 所在地が、福岡県介護保険広域連合の区域外にある事業所に係る指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料、指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料、指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料及び指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料は徴収しない。

2 施行期日

① 新規指定

今度、新規の指定申請については、手数料の対象となります。

ただし、平成20年4月1日前の指定地域密着型サービス事業者の指定及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定については、納付の必要はありません。

② 指定更新

すべての更新申請が、手数料の対象となります。

3 納付方法

(1) 手数料の納付がない場合、申請書の審査が行えませんので、ご注意ください。

(2) この手数料は申請の審査のための手数料です。指定ができない場合又は指定更新ができない場合も返還できませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 手数料は、広域連合が送付した納付書にて納入期限までにお支払いください。